

令和 7 年 花見山物産ひろば出店者募集要項

1. 開設の概要	①名 称 花見山物産ひろば（以下、「物産ひろば」という。） ②場 所 福島市渡利字五反田地内 ③開設期間 令和7年3月26日（水）～4月17日（木） 23日間 <u>※決められた期間は必ず営業すること。</u> ④営業時間 <u>共通営業時間 9:30～16:00</u> <u>※9:30 以前及び 16:00～17:00 の間は、各出店者の判断により営業することを認める</u> <u>※3月26日は、8:30 から物産ひろばで朝礼を実施する。</u> ⑤主 催 花見山観光振興協議会（以下、「協議会」という。）
2. 開設の目的	①物産ひろばに整然と物産品及び飲食物（以下「物産品等」という。）の販売店舗を配置し、花見山周辺の景観にふさわしい物産品等の販売とイメージアップを図ること。 ②地元（渡利地区）の方の出店により地域振興を図るとともに、「花見山」「福島」をイメージできる物産品等の展示販売を併せて行い、ブランド化を推進すること。 ③多くの来訪者に満足していただき、市内消費額の増加を図ること。
3. 出店者の要件	①開設の目的に賛同・協力できる者であること。 ②福島市に事業所を有する法人、団体または個人であること。 ③保健所、税務署等の許可または届出を必要とする業種にあつては、当該機関から許可を受けた者であること。 ④別紙「誓約書」に定める事項すべてを誓約できる者であること。 ⑤過去に物産ひろばで退去させられた者でないこと。
4. 出店対象品目	①地元（渡利地区）の地域振興につながるものや、「花見山」「福島」をイメージできる物産品等のブランド化及び市内消費額増加が期待できるもの。 <u>※花見山のイメージを損なうものは販売不可。</u> ②福島市保健所が認める仮設店舗で提供できるもの。ただし、物産ひろばは排水設備が整備されていないため、排水を伴わないものとする。また、ユニットハウス内での調理となるため、煙や強い臭いが出るものはご遠慮いただく場合がある。 <提供できる品目の具体例> 煮物／焼物／蒸物／揚げ物／焼菓子／揚げ菓子 など <u>※汁物や残り汁が生じる煮物などの提供は、お客様が排水してしまう可能性があるため販売不可とする。</u> <注意事項> ・協議会が設置するユニットハウス内または必要な設備及び許可を有する移動販売車（以下「キッチンカー」という。）で調理すること。 ・火気を使用する場合は十分注意するとともに、消火器等を常備すること。 ・ユニットハウス内またはキッチンカーで使用する手洗い用蛇口付給水タンクや冷蔵冷凍設備は出店者が設置すること。 ・調理にて生じる廃油、廃水等は、必ず自己処理すること。 ・臨時営業の許可を取得していること。 <u>※詳細は、別紙「イベント・祭礼等で食品を提供する皆様へ」を参照。</u>

	③アルコール類の販売はお土産用として個包装されたもののみとし、カップ類の販売は酒酔いを助長する行為にも取られるため禁止とする。															
5. 小間仕様	①ユニットハウス1棟（幅 5.4m×2.4m、ひさし 1.8m、電源 20A）の半分を基本小間（1小間）とする。 【1小間あたりの付属備品】 長テーブル（1.8m×0.45m）1台、折りたたみイス1脚 ※その他の必要な備品は出店者が準備すること。 ②原則、上記ユニットハウス1棟を2つの事業者で共同使用する。 ③2小間の使用希望も認めるが、出店希望者多数の場合は1小間のみとする。 ④物産ひろばのレイアウト及び出店者の小間割りについては、調理の有無等を考慮の上、協議会で調整する。															
6. 募集小間数	10小間 ※キッチンカーは、募集小間数に含めない。															
7. 応募方法	①「 <u>出店希望申出書</u> 」及び「 <u>誓約書</u> 」の提出【必須】 「出店希望申出書」及び「誓約書」に記入の上、事務局あてにメールにて提出すること。（事務局アドレス kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp ） 提出期限：令和6年12月26日（木） ※期限厳守 出店希望者同士の協議の上、共同出店での申し込みも可能とする。ただし、同一の者が複数と共同出店することはできないものとする。 ②「 <u>出店計画書</u> 」の提出【必要時のみ事務局より依頼】 <u>募集小間数を超える応募があった場合は、書類審査を行うため、「出店計画書」を提出いただきます。（様式・期限等については、提出が必要な場合のみ、1月10日までに各出店者へご連絡いたします。）</u> 審査後に共同出店を辞退する場合は、共同出店者すべての出店許可を取り消す場合がある。また、審査後に正当な理由なく販売する商品を変更する場合は、出店許可を取り消す場合がある。															
8. 選定方法	応募数が募集小間数を下回った場合であっても、出店希望申出書の内容を確認のうえ、出店を認めない場合がある。 募集小間数を超える応募があった場合は、「花見山」花と農産物ふれあい市生産者友の会の出展希望小間数を除いた分について、協議会が定める出店者選定委員が書類審査にて選定を行う。審査基準は次のとおり。 ①「項目3. 出店者の要件」をすべて満たしていること。 ②各委員が、下記の評価項目ごとに評価点をつけ、順位付けをし、その平均順位が高い順に出店予定者として決定する。 <table><tr><th>評価項目</th><th>審 査 観 点</th><th>配点</th></tr><tr><td>地域性</td><td>主な原材料が市産であるか、または製造や加工を市内で行っているか。花見山や市のイメージアップや認知度向上に寄与するか。 など</td><td>25 点</td></tr><tr><td>魅力度</td><td>長く使用、活用したいか。手軽に味わうことができるか。デザイン、パッケージ、ネーミング等が工夫されているか。 など</td><td>25 点</td></tr><tr><td>収益性</td><td>物産展等の各種イベントにおいて高い収益実績があるか。1日あたりの販売可能数は十分か。 など</td><td>25 点</td></tr><tr><td>集客力</td><td>SNSや広告媒体等を活用し、花見山及び物産ひろばの集客に寄与するか。 など</td><td>25 点</td></tr></table> 選定結果は速やかに応募者全員に通知する。出店の辞退や取り消しがあつた場合は、次点者を繰り上げる。なお、審査の内容に関する問い合わせには応じない。	評価項目	審 査 観 点	配点	地域性	主な原材料が市産であるか、または製造や加工を市内で行っているか。花見山や市のイメージアップや認知度向上に寄与するか。 など	25 点	魅力度	長く使用、活用したいか。手軽に味わうことができるか。デザイン、パッケージ、ネーミング等が工夫されているか。 など	25 点	収益性	物産展等の各種イベントにおいて高い収益実績があるか。1日あたりの販売可能数は十分か。 など	25 点	集客力	SNSや広告媒体等を活用し、花見山及び物産ひろばの集客に寄与するか。 など	25 点
評価項目	審 査 観 点	配点														
地域性	主な原材料が市産であるか、または製造や加工を市内で行っているか。花見山や市のイメージアップや認知度向上に寄与するか。 など	25 点														
魅力度	長く使用、活用したいか。手軽に味わうことができるか。デザイン、パッケージ、ネーミング等が工夫されているか。 など	25 点														
収益性	物産展等の各種イベントにおいて高い収益実績があるか。1日あたりの販売可能数は十分か。 など	25 点														
集客力	SNSや広告媒体等を活用し、花見山及び物産ひろばの集客に寄与するか。 など	25 点														

9. 電気・給排水	【電気】 ①電気使用料は実費負担とし、開設期間後に精算する。 ②各ユニットハウスには20A（2,000W）のブレーカーを設置し、物産ひろば全体で200Aを最大とする。 ③使用電力は、1小間あたり1,000Wを上限とする。 ※自家発電機は周囲への騒音などから使用不可とする。なお、一定以上の静音性を有するポータブル電源等の使用については、事前相談及び機器仕様等を確認の上で認める。 【給排水】 ①物産ひろば内に簡易水道施設を1箇所設置する。 ②ユニットハウス内及びキッチンカーで利用する場合は各自運搬となるため、ポリタンク等を用意すること。 ③排水設備が整備されていないため、汚水は流さないこと。
10. 出店料	①環境整備協力金：1小間あたり50,000円（開設期間前に支払い） 花見山周辺の環境整備（交通整理、仮設トイレ設置、シャトルバス運行、原風景の維持など）に充当する。 ②出店者負担金：1小間あたり50,000円（開設期間前に支払い） ユニットハウス設置のための経費の一部に充当する。 ●出店料合計（①+②） 100,000円/1小間 ※2小間使用する場合は、協力金100,000円、負担金100,000円となる。 ③物産ひろばにおける売上の3%（開設期間後に支払い） ※出店者の決定後に出店者の都合で出店を辞退する場合、出店料は返還しないものとする。
11. 搬入・搬出	①商品等の搬入・搬出は、指定された場所を利用し、午前9時までに作業を終了し、速やかに車を移動すること。 ②車両は駐車が認められている場所に駐車し、違法駐車は絶対にしないこと。
12. ゴミの処理	協議会では、物産ひろばをはじめ花見山周辺にゴミ箱を設置しないため、出店に際して発生したゴミ等は出店者が持ち帰るなど、出店者の責任において処理すること。また、お客様からゴミの処分を求められた場合は、自己の販売において発生したゴミの回収はもちろんのこと、他店のゴミの回収についても出店者間で協力し合い処理すること。
13. 売上の管理	開設期間の毎日、営業時間終了後に売上報告書を本部事務局へ提出すること。
14. 商品の管理	①商品を説明できる販売員を営業時間に必ず配置すること。 ②商品には、販売価格を表示するとともに、食品表示法・計量法・その他の法令等に規定する商品名称・消費期限又は賞味期限・量目・原材料名・製造者（販売者）の住所、氏名等必要な表示を行うこと。 ③お客様の不信感を招かないよう良心的な販売価格と品質保持に努めること。 ④出品物の管理は出店者の責任において行うこと。食品を扱う場合は食中毒の防止に努めること。また、残入農薬の問題が生じないように注意すること。（主催者は一切責任を負わない。） ⑤必要に応じ、放射性物質検査結果報告書を用意すること。

	⑥その他、保健所等、関係機関の指示に従うこと。 ⑦環境保全のため、レジ袋やプラスチック製カトラリーの配布はご遠慮ください。																				
15. その他出店に当たっての留意事項	①主催者である協議会、福島市保健所・消防署及び福島警察署の指示に従うこと。 ②出店場所や権利を譲渡、転貸することはできない。 ③応募時に提出した出品リストを正当な理由なく変更することはできないものとする。ただし、出店者選定委員会の選定により落選した出店者と協議の上、共同で出店するに至った場合はこの限りではない。 ④看板については、出店者が準備するものとし、花見山の景観や周辺店舗と調和したデザイン及び規格とすること。 ⑤拡声器の使用や過度な客引きなど、花見山周辺の秩序を乱す行為は認めないものとする。 ⑥出店場所の使用に当たり汚れ等に注意を払うとともに、出店者が退出する際は、毎日必ず出店した場所の清掃とごみの持ち帰りを行うこと。 ⑦その他、周囲の妨害や迷惑等とならないように十分注意すること。 ⑧主催者はいかなる理由においても開設期間中の売り上げ補償は行わない。 ⑨開設期間の変更は、天候事情や花の開花状況等により止むを得ない場合であっても、お客様の利便性を第一に考え、「花見山出店者の会」の意見を聴取の上、会長が決定するものとする。 ⑩天災その他の不可抗力によって物産ひろばが開設不能または継続困難となった場合、中止・中断によって生じた一切の出店者の損害について、協議会は責任を負わないものとする。 ⑪物産ひろばにおける事故等については、明らかに協議会が負うべきものの以外は出店者または当事者が負うものとする。 ⑫一連の項目を遵守しない場合は、出店許可を取り消すものとする。 ⑬その他、本要項に定めのないことは別途、協議会会長が定める。 ⑭今回の出店が、次回以降の出店を保証するものではない。																				
16. 花見山出店者の会の設置	①良好な販売環境を自主的に保持することを目的に、開設期間中の出店者全員を「花見山出店者の会」として構成し、会の中から責任者を1名決めること。責任者は、物産ひろば内の連絡調整等を目的に開設初日に朝礼を実施するほか、他の出店者に対し出店要項の徹底や衛生管理・事故防止のための毎日の自主点検を適宜呼び掛け、出店者間の問題やお客様からの苦情等は責任者が窓口となり、一本化して本事務局に報告するとともに、問題解決のために指導を行うこと。 ②「花見山出店者の会」は、物産ひろば内の休憩所（テーブル・イス）の整理整頓や清掃作業を行うこと。																				
17. その他（参考）	物産ひろばの過去の実績は次のとおり。 <table><tr><td>シーズン</td><td>来訪者数※1</td><td>出店者数</td><td>総売り上げ</td><td>平均売上／社</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>75,000人</td><td>8社</td><td>11,609千円</td><td>1,451千円</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>77,000人</td><td>7社</td><td>9,475千円</td><td>1,353千円</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>59,000人</td><td>7社</td><td>5,522千円</td><td>789千円</td></tr></table> ※1 来訪者数の集計期間は各年3月16日～5月6日。	シーズン	来訪者数※1	出店者数	総売り上げ	平均売上／社	令和6年	75,000人	8社	11,609千円	1,451千円	令和5年	77,000人	7社	9,475千円	1,353千円	令和4年	59,000人	7社	5,522千円	789千円
シーズン	来訪者数※1	出店者数	総売り上げ	平均売上／社																	
令和6年	75,000人	8社	11,609千円	1,451千円																	
令和5年	77,000人	7社	9,475千円	1,353千円																	
令和4年	59,000人	7社	5,522千円	789千円																	

18. 問い合わせ先	花見山観光振興協議会（事務局：福島市商工観光部観光交流推進室） 電 話：０２４（５２５）３７２２ F A X：０２４（５３５）１４０１ メール：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp
------------	--